

第3 生活衛生部

1-1 医療薬事課（医事薬事チーム）

(1) 医療提供体制の整備充実

1 一般医療監視及び医療機関指導事業

病院、診療所、助産所等を対象として、関係法令に規定された構造設備・人員を有し、適正な管理を行っているかどうかの検査を行い、県民に適正な医療を提供できるよう監視・指導を行うとともに、医療安全の確保や医療従事者の資質の向上を図るための医療安全研修会を開催しました。

(1) 立入検査の実施状況

病院	診療所		助産所	技工所	施術所	計
	内科	歯科				
9	21	8	—	1	3	42

(2) 医療安全研修会の開催

開催日：平成26年3月18日（場所：サンライフ原町）

内容：①院内感染防止対策の実施について

②医療関連感染対策等について

出席者：185名

(2) 救急医療体制の強化

1 地域救急医療対策協議会運営事業

救急医療体制の一層の整備促進を図るため、救急医療体制の整備、メディカルコントロール体制等について検討・協議を行いました。

(1) 双葉・いわき地域傷病者搬送受入体制検討会

開催日：平成25年7月25日（場所：いわき市保健所）

議題：東日本大震災による傷病者搬送受入体制の見直しについて

(2) 県北・相馬地域メディカルコントロール協議会

開催日：平成26年1月22日（場所：県北保健福祉事務所）

議題：東日本大震災によるMC協議会の見直しについて

■管内の救急医療体制の状況（平成26年4月1日現在）

①在宅当番医（歯科医）制

（社）相馬郡医師会（相馬方部、南相馬方部）で実施しています。

歯科在宅当番医制については、相馬、双葉各歯科医師会で平成14年4月1日より実施していましたが、双葉地区については、警戒区域に指定されたため休止しています。

②病院群輪番制相馬地区では、平成24年6月1日より6病院（救急病院6）が参加して実施しています。

双葉地区では、4病院（救急病院3、救急協力病院1）が参加して平成15年1月1日より実施していましたが、双葉地区が平成23年4月より警戒区域に指定されたため休止しています。

③救急・協力病院

10 病院が救急病院、1 病院が救急協力病院となっています。

■救急・協力病院（平成 26 年 4 月 1 日現在）

	名 称	所 在 地	救急病院	救急協力病院
相 馬 地 区	公立相馬総合病院	相馬市新沼字坪ヶ迫 1 4 2	○	
	医療法人社団茶畑会相馬中央病院	相馬市沖ノ内 3 丁目 5 - 1 8	○	
	南相馬市立総合病院	南相馬市原町区高見町 2 丁目 5 4 - 6	○	
	渡辺病院	相馬郡新地町駒ヶ嶺字原 9 2	○	
	医療法人社団青空会大町病院	南相馬市原町区大町 3 - 9 7	○	
	医療法人相雲会小野田病院	南相馬市原町区旭町 3 - 2 1	○	
	（厚生連）鹿島厚生病院	南相馬市鹿島区横手字川原 2	○	
双 葉 地 区	今村病院	双葉郡富岡町大字本岡字関ノ前 2 4 3	○	
	福島県立大野病院	双葉郡大熊町大字下野上字大野 9 8 - 1	○	
	（厚生連）双葉厚生病院	双葉郡双葉町大字新山字久保前 1 0 0	○	
	医療法人西会西病院	双葉郡浪江町大字権現堂字下柳町 6		○

（注）双葉地区については平成 23 年 4 月より警戒区域に指定されたため休止しています。

(3) 医療提供体制の再構築の支援

1 医療提供体制再構築支援事業

福島県浜通り地方医療復興計画に基づき、管内の医療提供体制の再構築に必要な不可欠である施設設備等の復旧・復興及び医療従事者の確保を支援するため、厚生労働省相双地域等医療・福祉復興支援センター等関係機関と連携して、管内の病院等を訪問し、現状と支援要望等の把握を行いました。

病院等訪問回数：延べ 26 回（20 か所）

(4) 保健医療の新たな展開

1 骨髄バンクドナー登録推進事業

広く県民に対して骨髄バンク事業の普及啓発を行い、事業に対する県民の理解とドナー登録の促進を図りました。

■ドナー登録受付件数

平成 23 年度：52 件

平成 24 年度：50 件

平成 25 年度：11 件

(5) 医薬品等の有効性・安全性の確保と医薬分業

1 薬事監視指導事業【所重点】

医薬品等の品質、有効性、安全性の確保及び不良医薬品等の発生を防止するため、薬事法に基づき、医薬品等の製造所及び薬局等医薬品販売業に対する監視・指導を実施しました。また、適正な医薬分業を推進するとともに、医薬品の安全・適正使用の徹底を図るため、薬局に対する薬事監視を実施しました。

■薬事対象施設監視件数

業種別	対象数	監視件数	取去件数	違反件数	違反に対する措置					
					説諭	始末書	業務停止	改善	計	
薬局	77	59	0	0						
医薬品	製造業	専業	7	2	0	0				
		薬局	3	2	0	0				
	製造販売業	専業	0	0	0	0				
		薬局	3	2	0	0				
	店舗販売業	32	7	0	0					
	卸売販売業	12	9	0	0					
	特例販売業	5	0	0	0					
	配置（既存）販売業	3	0	0	0					
業務上取り扱う施設	—	61	0	0						
医薬部外品	製造業	2	0	0	0					
	製造販売業	0	0	0	0					
	販売業	—	76	0	0					
	業務上取り扱う施設	—	61	0	0					
化粧品	製造業	1	0	0	0					
	製造販売業	0	0	0	0					
	販売業	—	76	0	0					
	業務上取り扱う施設	—	61	0	0					
医療機器	製造業	3	0	0	0					
	修理業	1	1	0	0					
	製造販売業	0	0	0	0					
	販売業・賃貸業	高度管理医療機器	56	47	0	0				
		管理医療機器	305	23	0	0				
業務上取り扱う施設	—	61	0	0						

2 毒劇物危害防止対策事業

毒物及び劇物による事故の未然防止を図るため、毒物及び劇物取締法に基づき、関係施設の登録事務を行うとともに、毒物劇物の製造業者、販売業者及び運送業者に対する監視指導等を実施しました。

(1) 農薬危害防止運動

実施時期：6～9月

(2) 毒物劇物営業者等に対する立入検査の実施

■毒劇物取扱施設立入検査件数

業種別	対象数	監視件数	取去件数	違反件数	違反に対する措置				
					説諭	始末書	業務停止	改善	計
製造業	11	4	0	0					
輸入業	1	0	0	0					
販売業	118	34	0	4	4				4
業務上取扱者	5	1	0	0					
法25条第5項の者	—	0	0	0					

(3) 毒物劇物運搬車両取締り

実施日：平成 25 年 11 月 18 日

実施場所：双葉警察署臨時庁舎前 国道 6 号下り車線

実施日：平成 25 年 11 月 29 日

実施場所：福島県トラック協会相馬地区休憩所前 国道 6 号上り車線

3 医薬品等製造承認事務【所重点】

医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するため、薬事法に基づく医薬品等製造販売業等関係の許可等事務を実施しました。

■許可・登録件数

業態	区分	許可・登録		書換え 再交付
		新規	更新	
薬局		6	11	1
医薬品製造業（薬局）		0	1	0
医薬品製造販売業（薬局）		0	1	0
医薬品販売業		1	0	0
高度管理医療機器販売業・賃貸業		10	4	1
毒物劇物販売業		3	6	0

4 薬事衛生思想の普及対策

「薬と健康の週間」（10 月）に合わせ、医薬品を正しく使用することと薬剤師が果たす役割の大切さを普及啓発するため、ポスターを配布しました。

5 災害時医薬品等備蓄供給事業

災害発生の初動期（発生から 1～3 日）には、住民が必要とする医薬品等（薬効分類医薬品等：53 品目、衛生材料：16 品目）の確保が難しくなることから、災害時の医療機関への迅速な供給体制を確保するため、医薬品卸売販売業者の災害時医薬品等の備蓄状況を確認しました。

実施日：平成 26 年 2 月 14 日

実施施設：株式会社恒和薬品 南相馬営業所

サンセイ医機株式会社 原町営業所

(6) 薬物乱用の防止

1 麻薬等取締事業【所重点】

麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法、覚せい剤取締法に基づき、免許・指定事務を行うとともに、麻薬、覚せい剤取扱者に対する監視指導及び取締を行いました。

また、これら薬物の乱用による危害を防止するため、乱用防止の普及啓発を行いました。

(1) 麻薬取扱施設の立入検査の実施状況

	麻薬	向精神薬	覚せい剤原料
件数	128	138	69

(2) 不正大麻・けし撲滅運動（5～7月）

管内の巡視：4件 488本抜去

(3) 麻薬・覚せい剤乱用防止運動（10月～11月）

関係機関にポスター等啓発資材を配布し、薬物乱用防止の啓発を行いました。

2 薬物乱用防止指導員運営事業

覚せい剤、シンナー等の乱用根絶を目指し、徹底した啓発活動を効果的に実施するため、薬物乱用防止指導員を育成するとともに、同協議会の活動支援を行いました。

(1) 地区薬物乱用防止指導員協議会の開催

開催日：平成25年6月7日

開催場所：相双保健福祉事務所

(2) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の実施

「ダメ。ゼッタイ。」福島県普及運動626ヤング街頭キャンペーン

開催日：平成25年7月12日

開催場所：イオン相馬店

3 覚せい剤・シンナー・ボンド乱用防止事業

若年層の薬物乱用防止を図るため、啓発用資料の配布等広報活動を実施するとともに、薬物相談窓口を設置し、住民からの薬物問題の相談に対応しました。

■薬物乱用防止教室への講師派遣の状況

種別	実施校数	受講者数	備考
小学校	14	517	スクールキャラバンカー含む
中学校	11	1,257	
高校	2	279	
その他	1	16	高等学校初任者研修会
計	28	2,069	

(7) 血液の確保対策の推進

1 献血推進事業【所重点】

献血思想の普及及び献血者の確保を図るため、「愛の血液助け合い運動」献血街頭キャンペーンを実施しました。また、市町村や事業所を訪問し献血の協力を求めました。

(1) 「愛の血液助け合い運動」献血街頭キャンペーン

開催状況：平成 25 年 7 月 5 日 イオン相馬店 献血者数 104 人

平成 25 年 7 月 8 日 南相馬ジャスマール 献血者数 80 人

■ 献血事業の実績

項目		地区別		管内合計 (人)	相馬地区 (人)	双葉地区 (人)
		400m L	200m L			
献血目標者数				2,642	2,642	0
献血者数				2,562	2,254	308
達成率				97.0%	85.3%	—
内 訳	400m L	献血実績		2,115	1,832	283
		達成率		99.7%	86.4%	—
	200m L	献血実績		447	422	25
		達成率		85.8%	81.0%	—